

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和7年度第2回津市出張所機能の在り方検討懇話会
2 開催日時	令和7年10月14日（火） 午前10時から午前11時50分まで
3 開催場所	津市本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	（津市出張所機能の在り方検討懇話会委員） 委員長 川上 哲 副委員長 岸野 隆夫 委員 奥田 寛次、織田 充彦、小松 尚、福田 政一 （関係者） 市民課長 古市 和久 （事務局） 地域連携課交流連携担当参事 鎌田 健一 地域連携課長 瀬古 卓弘 地域連携課対話連携担当主幹 山崎 健一 地域連携課対話連携担当副主幹 網本 いずみ 地域連携課対話連携主査 山下 翔
5 内容	(1) 出張所長へのヒアリング調査結果について (2) 出張所機能の集約に係る考え方及び出張所機能の集約に向けた検討事項について (3) 出張所機能の集約に向けた検討のまとめについて (4) 最終報告書の骨子について (5) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1人
8 担当	地域連携課対話連携担当 電話番号 059-229-3110 E-mail 229-3110@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

第2回 津市出張所機能の在り方検討懇話会 議事概要

日時 令和7年10月14日(火) 午前10時から午前11時50分まで

場所 津市本庁舎 4階 庁議室

- | | |
|-------|---|
| ＜事務局＞ | <p>本日は大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。</p> <p>ただいまより、第2回津市出張所機能の在り方検討懇話会を開催させていただきます。</p> <p>ここで報告がございます。令和7年10月1日付け津市人事異動により川上委員長においては教授に昇任されましたので、改めて懇話会委員一覧をお手元にお配りしています。</p> <p>本日の懇話会ですが、小松委員にあつては、御都合により、リモートによる参加となります。構成委員6名のうち全員が出席しておりますことから、津市出張所機能の在り方検討懇話会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、成立していることを報告します。</p> <p>また、本懇話会は津市情報公開条例第23条の規定に基づき公開となっておりますので御承知おきください。</p> <p>なお、令和7年7月1日付け津市人事異動により市民部に交流連携担当参事の鎌田が着任しましたので紹介します。</p> |
| ＜事務局＞ | <p>鎌田です。よろしくお願いします。</p> |
| ＜事務局＞ | <p>続いて、本日の懇話会では、出張所の主要業務の一つである証明書発行等の業務に関しても検討事項となっておりますので、住民票の写しや戸籍関係の証明書等、証明書発行業務の多くを所管しています市民部市民課から古市市民課長に、同要綱第7条の規定に基づいて参加いただいています。</p> |
| 古市課長 | <p>古市です。よろしくお願いします。</p> |
| ＜事務局＞ | <p>それでは、事項書に基づき懇話会を進めていきたいと思います。会議の進行は、設置要綱第6条の規定より、懇話会の会議は、委員長が議長となると規定されていますので、ここからは、川上委員長に議長を務めていただきたいと思います。</p> <p>川上委員長、よろしくお願いします。</p> |
| 川上委員長 | <p>それでは、事項書に基づき、事務局に説明を求めたいと思います。</p> |
| ＜事務局＞ | <p>懇話会の協議に入る前に2点報告があります。</p> <p>1点目は、第1回目の議事録に一部誤りがありましたので訂正をお願いします。「証明書の発行、届出の受付等に係る経費を算出したところ最もコストの掛からない出張所で約1,500円となり、最もコストの掛かる出張所で約66,000円となっております。」と説</p> |

明した箇所の66,000円の金額を、第1回の懇話会で63,000円と説明していましたので訂正します。お手元の議事概要は訂正済みの物ですので差し替えをお願いします。

2点目は、懇話会の開催スケジュールについてです。第1回懇話会では開催を全3回と説明しましたが、委員の皆様からの御意見を報告書にまとめる工程を考慮し、懇話会を1回追加して全4回開催したいと考えています。次回以降の日程は本日のその他の事項で説明します。

川上委員長

事務局から第1回懇話会の議事概要の訂正がありましたので、差し替えをお願いします。

また、本懇話会の開催スケジュールを全4回とすることについて説明がありました。第1回の懇話会でも4回程度の開催にしては、という御意見もありましたので、本懇話会の開催を4回としたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、改めて事務局に本日の協議事項について説明を求めます。

<事務局>

事項書1 出張所長へのヒアリング調査結果と、事項書2 出張所機能の集約に係る考え方及び出張所機能の集約に向けた検討結果については関連した内容となりますので、一括して説明をします。

お手元のA4判横のカラー印刷の資料「第2回出張所機能の在り方検討懇話会資料」を御覧ください。本日は、本資料を中心に説明をします。

本年5月27日に開催した第1回懇話会において、委員の皆様から出張所機能の在り方を検討していくポイントとして、「単なる業務量の減少だけでなく、地域にとって身近な行政窓口という機能など、数字に現れない役割をいかに残していくのか。」、「出張所機能の在り方を検討していく上で、市民サービスの低下が懸念される中、証明書発行機能をいかに確保していくのか。」、「郵便局への委託も含め検討してはどうか。」等の意見を頂きましたので、これらの意見を受けて、改めて出張所長にヒアリングを行いました。

出張所長へのヒアリング結果については、8月29日付けの文書「出張所長に対するヒアリング結果について」として報告をさせていただきましたが、2出張所長へのヒアリング調査結果のように、出張所には証明書発行業務以外にも要望や申請書の書き方に関する問合せなど、多岐にわたる問合せが寄せられており、中には市からの郵送物を開封せずに持参し、出張所職員に内容確認を求める市民がいるなど、出張所には地域住民からの高い信頼が寄せられていることが改めて分かりました。

また、自治会等の地域で活動する団体関係者の多くは、定期的に出張所を訪問し情報交換をしているだけでなく、一部の出張所では地域団体の事務局を担っているなど、地域と深い関係にある

ことが改めて分かりました。

これらのことから、施設の老朽化や業務量の減少に対するコストの観点から出張所機能の集約は必要であるが、相談窓口機能及び行政との連絡調整機能をどのように残していくのかをポイントとして証明書発行等機能、相談窓口機能、地域団体と行政との連絡調整機能を考えることとしました。

2 ページの 3 出張所機能の集約に係る考え方として、津地域の出張所は平成 21 年 4 月に行政コストの効率化を図りつつ、行政サービスを維持していくことを目的に、北部、西部、南部の 3 つの区域に分け、それぞれの区域において開庁時間を本庁舎と同じ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする基幹出張所と、午前 9 時から午後 4 時までの開庁時間とする出張所に再編し、基幹出張所は各区域の出張所業務の応援をしてきた経緯があります。基幹出張所は、各区域の拠点となっていることから、津地域の出張所機能は北部、西部、南部の 3 つの区域に設置している基幹出張所に集約してはどうかと考えました。

一方で、津地域以外の久居、河芸、一志、白山、美杉地域の出張所はそれぞれ隣接・併設する公共施設があることから、久居、河芸、一志、白山地域の 8 出張所は隣接・併設する公民館に、美杉地域の 6 出張所は地域住民センターに出張所機能を集約してはどうかと考え、その集約の考えの中で、(1) 公共施設へ出張所機能を集約することは可能か、(2) 集約先において行政サービスはどこまで残すのか、(3) 郵便局への業務委託の可能性の 3 点について検討をしました。

3 ページの (1) ア 基幹出張所に出張所機能を集約してはどうかということについて、まず津地域の検討を行いました。

12 か所の出張所を 3 か所の基幹出張所に集約することになりますので、出張所の業務量が増えることが考えられますが、これまで行っていた他出張所への業務応援がなくなることから、現状の人員配置で対応ができると考えられます。また、現在、執務を行っている環境がそのまま残りますので、現在行っている行政サービスを低下させることなく、提供することができると考えられます。

4 ページは、津地域の出張所における基幹出張所やコンビニエンスストア、近隣の市庁舎の位置関係を図と表で示したものです。

出張所によっては、集約先となる基幹出張所までの距離が遠い出張所もありますが、コンビニエンスストアや近隣の市庁舎までの距離を考えますと、市民の利便性は著しく低下するものではないと考えます。

続いて、津地域以外の久居、河芸、一志、白山、美杉の各地域の検討ですが、5 ページのイ 公民館に出張所機能を集約してはどうかということで、久居地域の栗葉出張所、榊原出張所、河芸地域の千里ヶ丘出張所、一志地域の波瀬出張所、白山地域の家城出張所、大三出張所、倭出張所、八ツ山出張所の 8 出張所につい

ては、公民館が隣接又は併設していますので公民館に集約してはどうかと考えました。

この場合、公民館に相談窓口機能、地域と行政との連絡調整機能を持たせることは可能と考えますが、公民館に配置されている職員は教育関係者や地域からの公募により採用された職員となっています。これらの職員については行政経験がないことから、直ちに出張所の業務に対応することが難しいと考えますので、これらに対応するため、行政経験がある職員の配置が必要であると考えます。

続いて、ウ 地域住民センターに出張所機能を集約してはどうかということで、美杉地域の竹原出張所、太郎生出張所、伊勢地出張所、八幡出張所、多気出張所、下之川出張所の6出張所については、地域住民センター内にある出張所及び公民館との複合施設となっていますので、地域住民センターに集約してはどうかと考えました。

美杉地域の出張所の職員は地域住民センター及び公民館の業務も担当をしていますので、集約をしても現状の人員配置で対応が可能と考えます。

以上を踏まえて、公共施設へ出張所機能を集約することは可能かについては、津地域は基幹出張所に出張所機能を集約し、津地域以外は職員の配置を検討しながら公民館や地域住民センターに出張所機能を集約してはどうかという事務局としての検討結果となりました。

6 ページの(2) 証明書発行等機能をどこまで残すのかとして、出張所機能を集約するに当たり、出張所で取り扱う業務をどの程度継続していくのか検討しました。

津地域の出張所は、先ほど説明をしたとおり基幹出張所への集約を検討しています。集約先である基幹出張所には既に業務環境が整備されていること、また、現在の取扱業務量、対象とする地域の人口を考慮し、現在取り扱う業務をそのまま継続して行っはどうかと考えています。

続いて、津地域以外の出張所についてですが、令和6年度において、アストプラザオフィスを除いた26出張所の業務総数は5万5,854件で、証明書発行等業務及び各種届出の受付業務件数は、4万7,837件となりました。

そのうち、マルチコピー機で対応できる業務は、(1) 戸籍、住民票等の証明書発行業務2万9,036件、(3) 税証明3,110件で合計3万2,146件となっており、出張所における取扱総数4万7,837件で除しますと、67.2%の業務がマルチコピー機で対応ができます。

また、マルチコピー機を設置する場合、マルチコピー機の利用料金を取り扱うことになるため、出納員の設置が必要となります。

出納員の設置に伴い、市税や税外収入金の収納業務も可能なることから、市税及び税外収入の収納を合わせた8,017件も取り扱いが可能になりますので、マルチコピー機で対応できる業務

3万2,146件に市税や税外収入等の収納8,017件を合わせた合計4万163件の取り扱いができることになります。この4万163件を出張所における取扱総数5万5,854件で除しますと、71.9%の業務を取り扱うことが可能となります。

このことを踏まえて、証明書発行等機能をどこまで残すのかについては、津地域の出張所は現在、取り扱っている業務をそのまま継続し、津地域以外の出張所の場合は、マルチコピー機を設置することで現在の71.9%の業務の継続が可能となることから、マルチコピー機で対応できる業務としてはどうかという事務局としての検討結果となりました。

しかしながら、現在、郵便局においては行政の窓口業務の受託の取組もありますので、郵便局へ業務委託をした場合の検討を行いました。

7ページの(3)出張所機能を郵便局へ業務委託することは考えられないかとして、郵便局への業務委託について機能面とコスト面からの検討を行いました。

まず、機能面からの検討ですが、郵便局へ業務委託した場合の証明書発行業務の工程ですが、郵便局の窓口に出された申請書を郵便局員がファクスで自治体に送信し、申請書を確認した自治体は証明書等を発行の上、郵便局へファクス送信することにより、郵便局の窓口で証明書等が交付されるという流れになっています。

郵便局における業務委託は、マルチコピー機で交付が可能な証明書等に加えて、マルチコピー機で対応できないマイナンバーカード電子証明書の発行・更新やマイナンバーカードの交付事務なども取り扱っているなど、マルチコピー機よりも幅広い業務を取り扱っています。

一方で、総務省の調査によると、郵便局への業務委託を終了又は断念した自治体からは「コンビニ等で証明書発行が可能であり、郵便局に委託する理由がなかった。」、「委託したところで自治体の負担は減少しない又はかえって増える。」、「コンビニ等で証明書発行が可能であり、郵便局に委託する理由がない。」等の意見が挙げられています。

また、本市が地域から求められている相談窓口機能、地域団体と行政との連絡調整機能については、県内他市の事例においても郵便局への業務委託はされていない状況です。

これらの状況を踏まえ、郵便局への業務委託を機能面から検討すると、幅広い分野の業務を委託することができるという利点がありますが、郵便局への業務委託だけでは相談窓口機能及び地域団体と行政との連絡調整機能という地域ニーズに対応できません。

郵便局では対応ができない相談窓口業務等を集約先の施設で担うことも考えられますが、証明書の発行等は郵便局に、相談等は集約先の施設にと、市民にとっては利用目的により窓口が変わることになり、ワンストップで対応ができなくなるということが考

えられます。

なお、8ページには、令和6年9月12日付け総務省郵政行政部が発表した「郵便局での地方公共団体の窓口事務等の取扱いについて」の資料から抜粋した郵便局における自治体業務委託の普及に向けた課題を参考として記載しました。

続いて9ページです。コスト面からの検討として、マルチコピー機の設置に係るコストと郵便局への業務委託に係るコストを比較しました。

マルチコピー機の設置は本庁舎1階に設置しているマルチコピー機を導入した際の実績を参考とし、また、郵便局への業務委託は県内他市の事例を参考にして、10ページに記載したそれぞれの根拠により概算経費を算出したところ、こちらの一覧表のとおりとなりました。

郵便局への業務委託に係る経費はシステム配置のための専用回線の敷設や個々の業務の委託料の単価は状況等により異なるものの、マルチコピー機設置に係る経費と比べてイニシャルコストは軽減されますが、ランニングコストが高くなることが分かりました。

参考までに、出張所機能の集約により削減できる経費については11ページのとおりとなります。概算ではありますが約5,500万円を見込んでいます。

12ページです。郵便局への業務委託について、機能面とコスト面により検討をしたまとめはこちらの表のとおりです。

機能面としては、郵便局への業務委託はマルチコピー機で対応できない業務も委託できるという利点がありますが、郵便局への業務委託にメリットを感じていない自治体もあること、本市が地域から求められている相談窓口機能と地域団体と行政との連絡調整機能には対応ができない状況です。

コスト面としては、マルチコピー機設置に係る経費と比べてイニシャルコストは軽減されますが、ランニングコストが高くなることが分かりました。

これらのことから、マルチコピー機よりも多くの業務に対応し、導入コストが安く抑えられる郵便局への業務委託が有利ではないかと考えることができますが、郵便局への業務委託を行う場合、本市が地域から求められている相談窓口機能と地域団体と行政との連絡調整機能は対応することができません。機能によって、証明書発行等機能は郵便局に、相談窓口機能等は集約先の施設にという考え方もできますが、市民にとっては利用目的により窓口が変わることになり、ワンストップで対応ができなくなるということで市民サービスの低下につながるのではないかと考えられます。

また、他の自治体において、郵便局への業務委託を終了した理由等も考慮に入れますと、郵便局へ業務を委託するよりも、集約先の公共施設にマルチコピー機を設置し、出張所の主な3機能である証明書発行等機能、相談窓口機能、地域団体と行政との連絡

調整機能を1施設に集約した方が本市のニーズに対応ができるのではないかという事務局としての検討結果となりました。

ただし、マルチコピー機は市内のコンビニエンスストアにも設置されていますので、コンビニエンスストアの立地状況も考慮した上で、設置を検討したいと考えます。

13ページです。事務局としての検討の結果、証明書発行機能はマルチコピー機で対応してはどうかとなったのですが、マルチコピー機はコンビニエンスストアにも設置がされていますので、コンビニエンスストアが近隣にある場合は、そちらのマルチコピー機での対応も考えられます。

そこで、集約先の施設からコンビニエンスストアまでの距離が近い場合、コンビニエンスストアのマルチコピー機を利用させていただくこととしてはどうかと考えました。

このことから、歩いて行ける範囲内にコンビニエンスストアが立地しているかどうかの確認をしました。

津市では、都市計画部で作成している都市計画の一つとして、津市立地適正化計画を策定していますが、同計画において医療施設や商業施設等へ歩いていける範囲として徒歩圏を半径0.8kmとしていることから、出張所から半径0.8kmの範囲内にコンビニエンスストアがある場合は、コンビニエンスストアのマルチコピー機を利用してはどうかと考えています。

このことから半径0.8kmの範囲内にコンビニエンスストアが立地している千里ヶ丘公民館についてはマルチコピー機は設置しないこととしてはどうか、また、白山地域の家城公民館、大三公民館の2か所についても半径0.8kmの範囲内にコンビニエンスストアがありますが、白山地域におけるコンビニエンスストアの立地状況及び同じ白山地域内でのバランスも考慮し、家城公民館と大三公民館にはマルチコピー機を設置するということではどうかと考え、千里ヶ丘公民館を除く13施設にマルチコピー機を設置してはどうかという事務局としての検討結果となりました。

以上の内容を事項書1 出張所長へのヒアリング結果及び事項書2 出張所機能の集約に係る考え方及び出張所機能の集約に向けた検討結果として、事務局としての検討結果を懇話会委員の皆様にお示しをします。

川上委員長

事務局からの説明は以上のとおりです。ただ今の説明に対し、御意見、御質問等ございませんか。

岸野副委員長

2ページですが、津地域の出張所は、平成21年4月に3つの出張所を基幹出張所に位置付けたことを踏まえ基幹出張所に集約するとありますが、当時、将来的に廃止をするということについて話があったのでしょうか。それとも、今回いきなり提案されたのでしょうか。今後、高齢化対策について地域で取組をしていきたいと話をしている中で、このようなことが受け入れられるのでしょうか。

<事務局>	過去の資料を確認したところ、平成21年の出張所再編議論時に廃止するという話まではなかったようです。 高齢化が進んでいきますので、出張所がなくなっていくことを受け入れられるかについては、地域の皆様からすぐに御了承いただけるものではないと思います。説明等をして御理解いただくしかないと考えています。 ただ、一方で業務量は低下していますし、出張所の老朽化の問題もあります。新しく施設を建てるのは難しいと考えています。
岸野副委員長	5ページですが、公民館の職員は教育関係者や地域からの公募により採用された者となっていて、直ちに出張所の業務に対応することが難しいと書いてあります。任期満了になったときに集約にもっていけるのかについてお聞きします。 13ページですが、千里ヶ丘公民館がコンビニエンスストアまで0.8kmとお示しをいただいている中で、家城公民館と大三公民館を例外扱いにするということに納得がいきません。例外にするのであれば、具体的な理由を述べていただきたいと思います。 15ページの人員について、栗葉出張所から八ツ山出張所までが集約先への増員が要となっていますが、実際は何人必要なのかということと、11ページの現在と集約後とで白山地域は維持管理費が変わらないと書いてありますが、この辺りはどう考えたらいいですか。
<事務局>	出張所の職員について、会計年度任用職員は任期が1年で、勤務条件の中で仕事をしていただくことになっています。新しく増える業務があれば勤務条件にその業務を増やした上で出張所職員の任用を進めていくことになります。 現在、事務局で考えている案としては、出張所の職員を公民館へ配置してはどうかと考えています。 人員増の人数については、1つの公民館に対して1名、8出張所ありますので8名を公民館へ配置をしてはどうかと考えています。 御指摘がありました11ページですが、津地域は金額を算出していますが、津地域以外の出張所についても機能を集約することで人件費や維持管理費の削減は可能と考えています。ただ、集約の方針等の詳細が決まっていないため、今回の資料については現状維持として人を配置したものになります。 13ページの0.8kmの範囲ですが、マルチコピー機を置く出張所と置かない出張所について、0.8km圏内の中で千里ヶ丘公民館には置かない、家城公民館と大三公民館には置くという例外を作っていることは御指摘のとおりです。家城公民館と大三公民館の徒歩圏内にコンビニエンスストアがあるのは事実です。ただ、コンビニエンスストアは民間事業者による営業であり、諸般の事情で撤退することも考えられます。白山地域では過去にコンビニエンスストアが撤退もしています。 出張所は相談窓口等として地域の皆様にとって小さな存在ではな

	いと思います。地域内のバランスも考慮した方が良くと考え、徒歩圏内にコンビニエンスストアがある場合でもマルチコピー機を設置してはどうかと考えたものです。
岸野副委員長	コンビニエンスストアは民間なので経営状況が分からないのですが、閉店することが分かった場合にマルチコピー機を導入しても良いのではないかと思います。数字を出していく以上は原則に従っていただきたいと思います。
<事務局>	御意見ありがとうございます。岸野副委員長からの御意見も踏まえ、今後考えていきたいと思います。
奥田委員	3ページで現状の人員で対応可能と書いてあります。現場はそれで良いという話なのではないでしょうか。業務量等から判断しているという理解で良いですか。基幹出張所は増える業務量を理解して承知したのでしょうか。
<事務局>	ヒアリングにおいて具体的にどれくらい増えるかというところまでは話はしていません。現在の業務量を考えると出張所がなくなっていくことはやむを得ない流れであるという意見は頂いています。業務量等の数字を見ても、現在の配置人数で対応できるのではないかと考えています。
奥田委員	数字に見えてこない業務もしていただいていると思いますので、そこを聞いていただきたいと思います。 5ページで、公民館の職員とは別に配置が必要ということですが、実際は大変厳しくなると思います。そういう職員が配置できれば良いのですが、どのような職員も最初は何も分からないわけですから、関係者でなくてもできる仕事はあると考えていますので、配置は厳しいということをお伝えしておきます。 郵便局への委託は難しいと理解しましたが、マイナスの話ばかり書いてあります。うまくいっている自治体はありますか。
<事務局>	松阪市に話を聞きに行った際に「郵便局に業務委託をして行政手続等は郵便局へと比較的スムーズに移行できた。」「特段な問題も出ていない。」と聞いています。
奥田委員	費用対効果も含めてですか。
<事務局>	そう聞いています。
奥田委員	郵便局のプラスの面もあれば調べても良いと思いました。 9ページのマルチコピー機ですが、1台当たりの値段が高額です。1枚当たりいくら掛かるのかについての費用対効果と、リースは考えていなかったのか、イニシャルコストは低くなるがランニングコ

ストは高くなるとありますがトータルではどうだったということが気になりました。

証明書を発行するという点に関しては、マルチコピー機はとも助かると思います。マルチコピー機を置いて、来庁者が手続に慣れてくれたら良いですし、コンビニエンスストアへ行ってくれたら良いですが、本当に機能するのかという不安があります。高額な機器を導入したのに年間で何百枚しか発行していないとなると費用対効果としては厳しいです。導入するにしても、他の自治体で導入している事例があれば一番良いのですが、なければ試行的に導入することを検討しても良いと思います。

<事務局>

リースの検討について回答します。今回の資料に関しては、本庁舎1階のロビーに設置した導入事例を参考にコストを算出したものです。リースに関しては負担するコストの平準化などの利点も多いと考えています。今回は出せませんでしたが、リースによる設置も考えていかなければいけないと思います。

奥田委員

リースの方がトータルで考えると高額だと思いますが、途中でやめることもできると思いますので御検討ください。

1枚当たりの費用対効果はどうですか。

<事務局>

証明書を発行する手数料から引かれていく部分がありますので、マルチコピー機を置いたとしても窓口で発行するものよりコストは落ちると思います。

奥田委員

本当にマルチコピー機を使ってもらえるのだろうかという不安があります。マルチコピー機にうまく移行していけるようであれば良いと思いますが、全ての施設に入れなくても良いのではないかと思います。

それと、15ページの人件費について、8名増となりますのでこの部分も当然勘案して検討していただきたいと思います。

<事務局>

人件費についてお答えします。11ページですが、津地区と津地区以外で一覧を作成しました。久居の栗葉出張所ですと、出張所長がそのまま移行すると考えていますのでコストが落ちてくることになると思います。

織田委員

全体的に集約するとの方向性を打ち出されていますが、津地域は出張所同士の集約、津地域以外は地域内の施設への集約ということで集約といってもかなり違いがあると認識しています。

津地域は3つの出張所が残り、津地域以外は出張所がなくなるということだと思いますが、出張所という名前が残る津地域の方が市民サービスの低下が大きく、津地域以外は今と何も変わらないと思います。

先ほどの岸野副委員長の御意見とも被りますが、津地域のみ出張

所が多すぎたという理解の下の御提案なのでしょうか。

<事務局>

津地域は人口が多いので、津地域のみが多すぎたとは考えていません。合併当時の支所がそのまま出張所になったこともあります。今回の集約に関しては、平成21年の再編も考慮し、3つにしたかどうかと考案提案したものです。

織田委員

そのような経緯もありますが、これを打ち出したときに外から見たら津地域だけ多かったと理解される可能性があるのでは御注意いただきたいと思います。

在り方検討会を始めようとした経緯を改めて確認しましたが、「業務量が減少している。」「施設が老朽化している。」「出張所長が不足している。」という課題があったことから始まったと認識しています。業務量に見合った機能や組織、施設、人員を確保するというのがこの在り方検討の基本だと思います。いろいろ減少しているということを考えれば、神戸出張所への集約は、施設は老朽化していますが、津地域の対応としては成功していると思います。津地域以外は業務量が減少していると言いつつ現状維持という考え方なので、これはどうなのかと思います。

美杉地域以外の職員の配置ですが、公民館へ配置するということであれば業務量の減少に対する対応としてふさわしいのか疑問に思います。津市全体として出張所という機能が地域にどれだけ必要なのかを考えた上で、過去の経緯を踏まえて「現時点ではこういう整理です。」と打ち出していかないと厳しいと思いました。

マルチコピー機ですが、公民館という名称では証明書は出せないのでしょうか。昨日までと同じ職員が居るのに「なぜ機械で取得しないといけないのか。」「職員が出してくれたいいのに。」とならないのかと思うのですが、どうでしょうか。

<事務局>

津市全体で、出張所に求められている業務はどれだけ必要かを踏まえた上で提案していくという考え方も検討に含めていきたいと思っています。

西部は神戸出張所への集約を提案していますが、確かに古くなっているのではと考えていく必要はあると思います。片田、櫛形、安東出張所は中心に近い所にある神戸への集約をしていけばと考えたものです。安東コミュニティセンターの中に安東出張所が入り、安東出張所へ集約するという考えられとも考えられると思いますが、安東出張所は基幹出張所ではないので、職員の配置がどこまでできるのかという懸念があります。業務量を加味して神戸出張所へ集約と話しましたが、どこへ集約していくのか改めて考えていかないとはいけません。

津地域以外は隣接・併設する施設へ集約するという事で、業務量が減っているのに現状維持ではないかというところですが、確かに業務量も減っています。ただ一方で、ヒアリングを行った結果、目に見えない業務というのも求められていると分かってきたところ

です。

ただ、集約をしますので施設が使われなくなると考えていますし、維持管理費や人件費も減らしていければと思いますので費用の削減が見込まれると考えています。出張所の職員がいるにも関わらずマルチコピー機を使ってくださいということについては、来庁者にとっては市民サービスの低下だと感じることは当然だと思います。全ての人に御理解をいただくのは難しいですが、地域に入って説明をしていくしかないと思います。集約すると機器などはなくなりますので、業務そのものを全て継続するのは難しいと考えて提案しました。

織田委員

マルチコピー機は決して安いものではないので、出張所の名前がなくなっても、現行の形であれば経費は必要ないのではないかと思います。

西部の統合ですが、安東出張所は令和6年7月に安東コミュニティセンターの中に入っています。しかし、安東出張所は面積が高茶屋出張所の半分以下なので、基幹出張所にするには規模的に難しいと理解するのですが、新しい施設になり、そこへ出張所が入るということで地域の人にも了承した部分もあると思いますので、丁寧に御説明する必要があると思います。

福田委員

委員の皆様の理解が深められないのは、提案している「こうしてはどうか。」「こう考えてはどうか。」という部分と11ページが少し合っていないと感じています。頂いた御意見を踏まえて会議終了後に整理したものを次回の会議に向けて進めていく方が良いと思います。

11ページも、美杉地域以外については先ほどの説明では同じ金額を置いたということでしたが、公民館に集約するのであればこれまでの出張所に掛かる部分の維持管理経費は必要にならない数字が出てくるのではないかと思いますし、人の配置について「これまでの出張所職員の2人のうち、1人にしてはどうか。」と発言がありましたが、1人についても暫定的に1年の配置になるのか、恒常的に1人と公民館2人を足した3人になるのかというような考え方の整理も必要だと思います。それにより人件費も半分くらいになるのではないかと思います。

先ほど織田委員がおっしゃったように、そもそもの考え方として施設維持管理経費の課題もあるので解消しようという議論になると思いますので、事務局で整理した上で委員の皆様にお配りしてはどうかと思います。

<事務局>

皆様に頂いた意見を踏まえて、一度整理をさせていただきます。改めてお配りしますので、よろしくお願いします。

小松委員

窓口交付を全て民間委託にしたらどうなるのかについて、検討案としてあっても良いと思いました。

購入かリースかというお話がありましたが、証明書等の交付はいつまで窓口業務として残っていくのでしょうか。確定申告はかなりデジタル化されていますが、証明書にも同じようなことは起きないのかということです。10年後、15年後にマルチコピー機で証明書を取得するというのは想像しづらいと思います。

まだ行っているとすると、職員がどこかにいるわけで現実的ではないです。証明書発行の議論はかなり過渡期的なやり方だと思います。いずれは全てデジタル化され、マイナンバーカードにひもづけられてパソコンやスマートフォンで取得できるようになり、場合によっては紙印刷すら要らなくなる時代が来ると思います。

ですので、今ここでどこに設置するかということは、過渡期的な状況を議論しているという考えが必要なのではないかと思います。

先ほどの金額を見て、私も購入するのかとびっくりしましたし、購入するとしても何年で償却するのかなどいろいろ思うところがありました。

<事務局>

購入かリースかは大きなポイントだと思います。マイナンバー制度における情報連携がかなり進んでいますが、将来的にどうなるのか分からないところもあります。証明書発行業務が必要だという人がいるのも事実です。本日は購入した場合としての資料をお渡ししましたが、リースも1つの選択肢だと思いましたので考えていきます。

岸野副委員長

本日の会議はマルチコピー機の話が中心でしたが、出張所の業務量も減少しています。マルチコピー機だけではなく、コスト面や利用者にとって利便性が向上すれば良いという観点での検討も引き続きお願いしたいと思います。

奥田委員

岸野副委員長がおっしゃったように、私たちは行政として費用対効果という視点から考えざるを得ないということと、岸野副委員長がおっしゃってみえるのは本当に田舎の出張所のどこが住民にとって大切なのかということだと思います。

出張所へ来ていただいた人と話をしているところにも重要な意味があると思います。そこに寄り添っていかないと地域の理解は得られないと思いますし、そこを一番把握しているのは出張所の職員だと思いますので、出張所の意見を聞くことが大切だと思います。

川上委員長

ほかに御意見などございませんか。

(意見なし)

川上委員長

それでは引き続き、事項3、出張所機能の集約に向けた検討のまとめについて、事務局に説明を求めます。

<事務局>

事項書3 出張所機能の集約に向けた検討結果のまとめについて説明をします。14ページをお願いします。

集約先施設については、津地域は基幹出張所である一身田、神戸、高茶屋出張所の3出張所に集約をし、津地域以外の出張所のうち、栗葉、榊原、千里ヶ丘、波瀬、家城、大三、倭、八ツ山出張所の8出張所は隣接・併設する公民館へ、竹原、太郎生、伊勢地、八幡、多気、下之川出張所の6出張所は併設する地域住民センターに集約することとしてはどうか。

続いて、15ページの一覧表は、事務局として出張所ごとの機能の方向性をまとめたものとなります。

証明書発行等機能は、津地域の出張所については、集約先となる基幹出張所の既存システムを活用し、集約後も現在取り扱っている業務を継続して取り扱うことを基本としてはどうか。津地域以外の出張所については、集約先の施設にマルチコピー機を設置し、マルチコピー機で対応できる業務と市税等の収納業務としてはどうか。ただし、千里ヶ丘出張所の集約先である千里ヶ丘公民館については、立地状況を考慮し、マルチコピー機の設置は行わないこととしてはどうか。

相談窓口機能及び地域団体と行政との連絡調整機能は、各集約先施設で引き続き対応し、公民館へ集約する栗葉、榊原、千里ヶ丘、波瀬、家城、大三、倭、八ツ山出張所の8出張所は、現在の人員では直ちに対応することが難しいことから、現在、行政経験がある者等を配置することで対応をすることでどうか。また、増員については永続して配置するのではなく、公民館の職員が業務を習熟する期間に限った時限的な対応としてはどうか。

以上を、出張所機能の集約に向けた検討のまとめとし、懇話会委員の皆様にお示しをします。

本日、委員の皆様からいろいろな御意見を頂きましたので、検討結果について修正すべきところは修正していきたいと思えます。一度整理をし、皆様にお配りできればと思いますのでよろしくお願いします。

川上委員長

事項1、2で御意見が出まして、再検討が必要な論点が出されたと思います。郵便局のコストの話などありましたので、もう一度検討していただいて、再提案をお願いします。

ほかに御意見などございませんか。

(意見なし)

川上委員長

それでは引き続き、事項書4 最終報告書の骨子について事務局に説明を求めます。

<事務局>

事項書4 最終報告書の骨子について説明をします。

資料の津市出張所機能の在り方検討に関する報告書骨子(案)を御覧ください。

津市出張所機能の在り方検討に関する報告書を本骨子の項目でまとめ、作成をしたいと考えています。これまでの懇話会において頂いた内容を踏まえ、1 はじめにとして、(1)出張所の現状、ア 出張所の概要、イ 出張所が行う業務、ウ 出張所を取り巻く状況の変化、エ 出張所の主な3機能(証明書発行等機能、相談窓口機能、地域団体と行政との連絡調整機能)、オ 津市公共施設総合管理計画個別施設計画における出張所の位置付け、(2)検討の目的。これらを踏まえて、2 出張所機能の在り方の検討として、検討した内容を記載し、3 おわりにとして出張所機能の在り方として検討した結果をまとめます。

報告書案の第1稿は次回の懇話会でお示ししたいと考えています。

最終報告書の骨子に係る説明は以上のとおりです。よろしくお願いします。

川上委員長

報告書の試案を示されましたが、本日の論点の積み残しがあると判断しますので、次回にどこまで出されるかは難しいと思いますが、次回については、本日委員の皆様から頂いた論点について再検討したものを提出していただくのが良いと思います。

事務局からの説明は以上のとおりです。ただ今の事務局からの説明に対し、御意見、御質問等はございませんか。

奥田委員

構成等はこれで良いと思います。次回については、今日出た意見に対する答えをメインにさせていただいて、骨子案はそれぞれに送っていただくことで、皆で見て意見を述べるという流れが良いのではないかと思います。

川上委員長

私もそのように進めていただければと思います。
ほかに御意見などございませんか。

(意見なし)

川上委員長

それでは最後、事項書5 その他について事務局に説明を求めます。

<事務局>

事項書5 その他について説明をします。

今後のスケジュールについて説明をします。本日の懇話会終了後、これまでに頂いた意見を踏まえ報告書を作成します。本日の冒頭に御承認を頂いたとおり、懇話会は全4回の開催とさせていただきます。

第3回津市出張所機能の在り方懇話会については、11月中旬以降、同月21日までの期間に開催し、報告書案の第1稿に対し、御意見を頂きたいと考えています。

第3回懇話会で頂いた意見を踏まえ、報告書の内容の修正等を行い、令和8年1月下旬から2月上旬までの期間において開催す

る第4回津市出張所機能の在り方検討懇話会で修正等を行った報告書を提示し、報告書を完成させたいと考えていますが、いかがでしょうか

川上委員長

事務局から今後のスケジュールについて説明がありましたが、委員の皆様から御意見などいかがでしょうか。

(意見なし)

川上委員長

それでは、本日、予定されていましたが、全て終了をしました。他に委員の皆様から御意見などございましたらいかがでしょうか。

(意見なし)

川上委員長

ないようですので、本日の懇話会における協議は以上とさせていただきます。それでは進行を事務局に戻します。

事務局

ありがとうございました。今後の懇話会の日程が決まりましたら、改めて御案内しますのでよろしくお願いします。

それでは、これをもちまして第2回津市出張所機能の在り方検討懇話会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。